

苫小牧市総合計画第7次基本計画策定市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市総合計画第7次基本計画の策定にあたり、広く市民の意見を取り入れることを目的として、苫小牧市総合計画第7次基本計画策定市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は基本構想実現のため、苫小牧市の目指すべきまちづくりの方向性及び課題等について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 団体からの推薦者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、苫小牧市総合計画第7次基本計画の策定をもって満了する。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、苫小牧市総合計画第7次基本計画の策定をもって廃止とする。